

## 専務・常務会に関する規程

### （設置）

第1条 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「この法人」という。）に専務・常務会を設ける。

### （権限）

第2条 理事長の指示により日々の運営に関する事項は、運営会議の開催によらず専務・常務会に委ねることができる。

### （構成）

第3条 専務・常務会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）専務理事
- （2）常務理事
- （3）総コミッショナー
- （4）その他専務理事が必要と認めた者

### （開催）

第4条 専務・常務会は、専務理事が必要と認めたときに開催する。

### （議長）

第5条 専務・常務会の議長は、専務理事がこれに当たる。

### （決議方法）

第6条 専務・常務会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは専務理事の決するところによる。

### （事務局）

第7条 専務・常務会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

### （改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、2026年5月13日から施行する。  
2026年度第1回理事会で承認